

最高裁秘書第137号

平成31年1月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成30年10月31日付け（同年11月2日受付、最高裁秘書第4614号）  
で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないことと  
しましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

72期司法修習生の採用選考申込みにおいて不合格となった人の数が分かる文  
書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）